

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の一部を改正する告示案の御意見に対する考え方

平成21年4月10日(金)から5月9日(土)にかけて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の一部を改正する告示案に対するパブリックコメントを実施しましたところ、以下のとおり御意見が寄せられましたので、御意見の概要及びそれに対する考え方をお知らせします。

1 意見募集方法の概要

(1)意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口(e-gov)並びに環境省ホームページに掲載

(2)意見提出期間

平成21年4月10日(金)～平成21年5月9日(土)

(3)意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール

2 提出意見総数

意見提出者数 2名

意見総数 16件

3 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

下記のとおり

(1)「二 特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」について

「また、特定家庭用機器の小売業者は、国が策定する小売業者のリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインを踏まえてリユース・リサイクル仕分け基準を作成し、消費者及び事業者に適切に情報提供するとともに、当該基準に沿って使用済製品の再使用のための引取りを行うことにより、消費者及び事業者の利便性の向上を図りつつ、特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制を促進するよう努めることが望ましい。」(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
「消費者及び事業者の利便性の向上を図りつつ」とは何を意図しているのか。わからないため削除してはどうか。	1	家電リサイクルの見直しに関する産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合報告書(平成20年2月「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」。以下「報告書」という。)において、「消費者の排出利便性を向上するためには、小売業者がリサイクル品のみならずリユース品についても積極的に引き取ることが望ましい。」とされており、当該箇所はこれを意図しております。 なお、本基本方針において「事業者」とは、小売業者や製造業者のことではなく、「消費者」と同様、排出者としての事業者を指しております。(家電リサイクル法第6条の用法と同じ。)
「望ましい」ではなく、前段落とも合わせて「必要である」としたほうがよくないか。	1	報告書においては、「消費者の排出利便性を向上するためには、小売業者がリサイクル品のみならずリユース品についても積極的に引き取ることが望ましい。」と提言されています。 当該箇所は、これを踏まえて記載したものです。
特定家庭用機器の小売業者は中古品としての引き取りを必ずしなければならぬのかのごとの表現で、小売業者の営業の自由を侵害しかねない。「小売業者がリユース品を扱う場合は、ガイドラインを踏まえてリユース・リサイクル基準を作成して…」といった条件付付文とすべき。	1	報告書においては、「消費者の排出利便性を向上するためには、小売業者がリサイクル品のみならずリユース品についても積極的に引き取ることが望ましい。」と提言されています。 当該箇所は、これを踏まえて記載したものです。

(2)「三 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項」について

加えて、小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出の確保を図るため、消費者及び事業者に必要な情報を提供するとともに、買換え時のみならず、自らが過去に販売した製品についても、一層円滑な引取りに努めることが必要である。(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
過去販売品は小売業者の「義務」であり、この文は不要。	1	ご指摘のとおり、小売業者には、自らが過去に販売した家電について引取りを求められたときの引取義務が課せられていますが、報告書においては、「小売業者は、消費者による排出家電の適正な排出を確保するよう、買換え時のみならず自らが過去に販売したのものについての引取りに関しても、一層円滑な引取りに努めるべきである。」と提言されています。 当該箇所は、これを踏まえて記載したものです。

「また、特定家庭用機器の運搬経路の利用、市町村との協力体制を構築すること等により、生活環境の保全上適正かつ能率的な運搬を行うことが必要である。」(「市町村等」を「市町村」に修正。)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
東京都23区は除外されることになり不適当。また、産廃の部分は都道府県も関係する。協力体制の構築だけを「市町村等」ではなく、「市町村」とした理由は何か。	2	廃棄物処理法などと同様、本基本方針においても、東京都23区は「市町村」として扱っております。 当該箇所は、地域の生活環境保全の役割を担う立場としての市町村が、適正な排出並びに収集及び運搬の確保について製造業者等と協力をする旨の規定であり、本基本方針中の他の記載も勘案して、その趣旨を明確化するため修正しました。

「また、国は、特定家庭用機器廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するため、毎年度、特定家庭用機器廃棄物の製造業者等に引き渡した台数が多い小売業者に対し、当該小売業者が引き取ったすべての特定家庭用機器廃棄物に係る引取り及び引渡し状況並びに当該小売業者が作成したリユース・リサイクル仕分け基準について報告を求めることが必要である。」(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
引き渡していない又は販売数に比べ余りに引き渡し数が多い小売業者こそ報告を求める必要がある。また、「多い」の基準が不明確。少ない小売業者は対象外とされる表現は不適当。報告を求める対象は、全ての小売業者とするか、資本金や売上高、従業員数等の一定規模以上の小売業者とするなど、引渡し台数で報告を求めるか否かを判断するべきではないか。	2	報告書においては、小売業者による引取り・引渡し状況等について、特に家電の取扱量や収集運搬を他者に委託するケースも多い大手家電量販店について、「チェック体制の強化を通じた引渡義務実施の適正化が、消費者の信頼を更に醸成し、適正排出の促進の観点から重要である。」と提言されています。 当該箇所は、これを踏まえ、「製造業者等に引き渡した台数が多い小売業者」に対し報告を求めることを記載したものです。(なお、具体的には、引渡台数全体に占める割合を勘案して、引渡台数の多い上位20社を対象としています。) なお、本件による報告徴収のほか、引き続き、家電リサイクル法に基づく立入検査等を適時適切に実施することにより、小売業者による家電リサイクル法の遵守を徹底してまいります。

「また、市町村は、小売業者に引取義務がない特定家庭用機器廃棄物を回収する体制が構築されていない場合には、地域の実情に応じて回収する体制を構築するとともに、住民に対するその排出方法の継続的な周知を徹底することが必要である。」(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
環境省の発表のとおり、実態は年を経る毎に悪化(劣化)している。「必要である」ではなく、「しなければならない」はず。さらに強い表現が必要。	1	報告書においては、小売業者に引取義務が課せられていない排出家電(義務外品)について、回収体制が構築されていない場合は、「市町村が…地域の関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築する必要がある」と、回収体制の周知が十分でない市町村は、「住民に義務外品の排出方法を継続的に周知徹底することが必要である」と提言されています。 当該箇所は、これを踏まえて記載したものです。

「さらに、地方公共団体は、特定家庭用機器廃棄物の適正な収集及び運搬並びに処分を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の規定に違反する行為に対しては、同法に基づいて厳正に対処することが必要である。」(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
廃棄物処理法の特別法である家電リサイクル法の基本方針に、廃棄物処理法違反の対処について記述する必要はないのではないか。むしろ、国の責務として、家電リサイクル法所管部局だけでなく廃棄物処理法所管部局とも連携して取り組むことや、地方公共団体への積極的な情報提供が必要であることを明記すべきではないか。	1	報告書においては、「家電リサイクル法ルート以外において事業者が廃家電の収集運搬・処分を行う場合にも、廃棄物処理法による規制の対象となるものであり…家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきである。」と提言されています。 当該箇所は、これを踏まえて記載したものです。 なお、廃棄物処理法の運用に係る事項であることから、地方公共団体の責務として記述するのが適当と考えられます。

「また、国は、再商品化等に必要行為に要する費用の低減及び排出者の理解の増進を通じた適正な排出の促進を図るため、毎年度、製造業者等に対し、再商品化等に必要行為に関する支出の総額及びその内訳について報告を求めることが必要である。」(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
家電リサイクル法では「適正な原価を上回ってはならない」としか規定されておらず、「内訳」は無用な行政による介入に繋がり、民間企業の自由な企業活動を阻害することになりかねない。内訳を見て高いか安いかをどのように判断するのも不明確である。内訳を求めるならそれに対する判断基準も明示すべき。	1	家電リサイクル法は、製造業者等の責務として、再商品化等に要する費用を低減するよう努めなければならないとする(第4条)とともに、料金の設定に当たっては、適正な原価を上回ってはならないこと、排出者による適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならないこと(第20条)を定めています。 この点について、報告書において、製造業者等が再商品化等に要した費用及びその内訳が公表されていなかったことも踏まえ、再商品化等費用の低減競争の促進及び消費者の理解促進を通じた適正排出の促進を図るため、製造業者等による「再商品化等費用の実績とその内訳・・・の適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用に係る透明性を確保していくことが必要」と提言されており、国としても、「法律の施行に必要な限度において」(第52条)、毎年度、製造業者等に対し報告を求めることが必要であると考えています。 当該箇所は、これを踏まえて記載したものです。
消費者に負担を求める以上、再商品化等に関する費用の開示(透明化)が必要不可欠であるため、支出費用だけでなく、再商品化による売却益を含めた製造業者等の収入、支出全ての報告が必要ではないか。 また、消費者にとっては、対象機器1台あたりの内訳の情報の方がなじみやすいことから、対象機器1台あたりの費用の内訳を報告事項に加えるべきではないか。	1	法律の規定に基づき、製造業者等に対し報告を求めるに当たっては、「法律の施行に必要な限度において」(家電リサイクル法第52条)行う必要があります。 御指摘いただいた内容については、製造業者等に対する報告徴収についての意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。

(3)「五 その他特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する重要事項」について

「小売業者、製造業者等、指定法人、地方公共団体と連携しつつ、…」(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
家電リサイクル法第7条の規定に反する。国は「連携」せずとも行うべき事は行う責務がある。責任回避と取れる文言は削除すべき。	1	報告書においては、「消費者が小売業者に廃家電を引き渡す際には、収集運搬料金を負担する必要があることについて」、小売業者のみならず、国を含む関係者が協力して、一層の普及啓発を行う必要があると提言されています。 当該箇所は、これも踏まえ、国が、家電リサイクル法の趣旨及び内容について、「小売業者、製造業者等、指定法人、地方公共団体と連携しつつ、(中略)国民への周知を図り、その理解と協力を得ること等に努め」ることを記載したものであり、また、家電リサイクル法第7条の規定に何ら矛盾しないと考えます。

「また、離島地域における収集及び運搬について、関係者間の自主努力により収集及び運搬の効率化が図られている一部の離島地域に対して製造業者等が行う資金面も含めた海上運送等に係る協力の成果も踏まえつつ、収集及び運搬に関する料金の抑制に資する取組が離島地域間で広く共有され、促進される必要がある。」(新規)

「さらに、不法投棄については、関係者が協力しながら解決を図らなければならない課題である。このため、市町村は、関係者と連携して、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出に係る普及及び啓発、監視パトロールの実施等、地域の実情に応じた不法投棄の未然防止対策に取り組むことが必要である。また、製造業者等は、こうした不法投棄対策を積極的に行う市町村に対し、資金面も含めた協力を実施するに当たっては、市町村が実際に活用しやすいものになるよう留意することが必要である。」(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
製造業者等の協力は、あくまでも各メーカーの自主的な申し出であり、家電リサイクル法を逸脱した文言で不適當。また、「市町村が実際に活用しやすいものになるように留意」もあいまいな文言で不適當。市町村の身勝手な言い分にも留意することになりかねない。	1	離島地域における収集運搬の効率化及び市町村による不法投棄の未然防止対策については、製造業者等や市町村の代表者も参加した産業構造審議会及び中央環境審議会合同会合での議論を経てとりまとめられた報告書の提言を踏まえ、現に製造業者等により資金面も含めた協力が行われていると承知しています。 当該箇所は、こうした事実関係を踏まえ、協力の実施に関して、前者についてはその成果も踏まえた取組の共有・促進の必要性を、後者についてはその実施に当たって留意すべき点を、それぞれ記載したものです。なお、「市町村が実際に活用しやすいものになるよう留意」の表現も、報告書の記載を踏まえたものであり、適当なものと考えます。

<p>不法投棄対策を積極的に行う市町村に対する支援については、不法投棄家電の処理を、廃棄物処理法に基づき適正に処理を行っているリサイクル業者に委託する市町村も利用可能なものとするよう、検討されたい。</p> <p>また、対象が市町村に限られているが、不法投棄の未然防止対策に取り組んでいる都道府県も対象とすべきではないか。</p>	1	<p>本基本方針においては、市町村は「自ら収集した特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引渡し」を「励行」することとされており、製造業者等が行う協力についても、そのような取組に対して行われるべきものと考えます。</p> <p>また、廃家電の多くは一般廃棄物であり、不法投棄の未然防止に当たっては市町村の裁量が大きいと考えられることから、報告書においても、「市町村は、小売業者、メーカー、廃棄物収集運搬許可業者、消費者等と一体となって、義務外品の回収体制の構築・周知、廃家電の適正排出に係る普及啓発、監視パトロールの実施、不法投棄家電の早期撤去などの地域の実情に応じた家電不法投棄未然防止対策に取り組む必要がある。」と提言されています。</p> <p>当該箇所は、これを踏まえて記載したものであり、実際の支援対象も市町村とされています。</p>
---	---	--

「加えて、国は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の促進及び不法投棄の防止等を目的とする施策の進捗と効果を把握するため、関係者の協力を得つつ、使用済製品の流通又は排出の経路等の状況や不法投棄の状況について、引き続き情報の把握に努める必要がある。」(新規)

主な意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>「情報の把握」だけでなく、「関係者への情報提供」も加えるべきではないか。</p>	1	<p>使用済製品の流通又は排出の経路等の状況や不法投棄の状況については、引き続き、その調査結果を適宜公表していく予定です。</p>